

新	旧
<p data-bbox="546 240 674 272">について</p> <p data-bbox="125 323 506 400">第1 臨床研修省令の趣旨 (略)</p> <p data-bbox="125 448 831 480">第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p data-bbox="159 533 360 564">1～22 (略)</p> <p data-bbox="152 617 763 649">23 地域における研修医の募集定員の設定</p> <p data-bbox="181 655 1099 855">都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。</p> <p data-bbox="181 863 472 895">(1) 募集定員の上限</p> <p data-bbox="210 906 1099 1066">ア 厚生労働大臣は、毎年、医師臨床研修部会の審議を経た計算方法として、「当該都道府県の募集定員の配分可能数」に、前述5の(1)ア(ク)の基礎研究医プログラムの定員枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とすること。</p> <p data-bbox="248 1198 1099 1401">「当該都道府県の募集定員の配分可能数」とは、以下の計算式により算出した数値 <u>(ただし、医師臨床研修部会における審議を踏まえ決定した数値を加算する必要がある場合は、当該数値を以下の計算式により算出した数値に加算した数値)</u> をいう。</p>	<p data-bbox="1543 240 1671 272">について</p> <p data-bbox="1128 323 1509 400">第1 臨床研修省令の趣旨 (略)</p> <p data-bbox="1128 448 1834 480">第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p data-bbox="1162 533 1364 564">1～22 (略)</p> <p data-bbox="1155 617 1767 649">23 地域における研修医の募集定員の設定</p> <p data-bbox="1184 655 2103 855">都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。</p> <p data-bbox="1184 863 1476 895">(1) 募集定員の上限</p> <p data-bbox="1214 906 2107 1190">ア 厚生労働大臣は、毎年、医師臨床研修部会の審議を経た計算方法として、「当該都道府県の募集定員の配分可能数」に、前述5の(1)ア(ク)の基礎研究医プログラムの定員枠 <u>及び一病院当たりの募集定員数を1から2に増加するための加算分(ただし、地域医療対策協議会において了承を得たものに限る。)</u> を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とすること。</p> <p data-bbox="1252 1198 2103 1278">「当該都道府県の募集定員の配分可能数」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。</p>

新	旧
<p>A + B + C1 + C2 + D1 + D2 + E</p> <p>A：次のA1とA2のうちの多い方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値とする。ただし、A2については、その算定に当たり一定の上限を設定する。</p> <p>A1：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県の人口 / 全国の総人口</p> <p>A2：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計 / 全国の大学医学部の入学定員の合計</p> <p>B：地域枠入学者数×<u>ウ</u>に定める募集定員倍率</p> <p>C1：100平方km当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはAに0.07を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の都道府県についてはAに0.1を乗じた数値</p> <p>C2：A × 離島人口 × 3 / 当該都道府県の人口</p> <p>D1：AからCまでを配分した後の未配分の数 × 当該都道府県の医師少数区域の人口 / 全国の総人口</p> <p>D2：AからD1までを配分した後の未配分の数について、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数</p> <p>E：AからDまでを配分した後の合計が直近の採用<u>数</u>に満たない都道府県<u>に、前年度の募集定員上限に0.99を乗じた数と直近の採用数とのいずれか少ない数</u>を当該都道府県の上限とするために増減する数</p>	<p>A + B + C1 + C2 + D1 + D2 + E</p> <p>A：次のA1とA2のうちの多い方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値とする。ただし、A2については、その算定に当たり一定の上限を設定する。</p> <p>A1：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県の人口 / 全国の総人口</p> <p>A2：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計 / 全国の大学医学部の入学定員の合計</p> <p>B：地域枠入学者数×<u>エ</u>に定める募集定員倍率</p> <p>C1：100平方km当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはAに0.07を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の都道府県についてはAに0.1を乗じた数値</p> <p>C2：A × 離島人口 × 3 / 当該都道府県の人口</p> <p>D1：AからCまでを配分した後の未配分の数 × 当該都道府県の医師少数区域の人口 / 全国の総人口</p> <p>D2：AからD1までを配分した後の未配分の数について、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数</p> <p>E：AからDまでを配分した後の合計が直近の採用<u>実績</u>に満たない都道府県<u>がある場合には、直近の採用数</u>を当該都道府県の上限とするために増減する数</p> <p><u>なお、Eについては、直近の採用数が前年度の募集定員上限よりも多い場合は、前年度の募集定員上限を当該都道府県の上限とする。</u></p>

新	旧
<p>イ 上記算出に当たり用いる数値については、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 研修医の数については、研修医の募集を行う年度1学年分の研修医の数</p> <p>(イ) 人口（医師少数区域の人口を含む。）については、直近の推計人口（総務省）の値</p> <p>(ウ) 大学医学部の入学定員については、研修医の募集を行う年度の数値</p> <p>(エ) 地域枠入学者数については、当該年度に臨床研修を行う予定の者のうち、都道府県が奨学金を貸与している者及び下記の要件の全てを満たす者の人数とする。</p> <p>① 別枠方式により選抜されていること</p> <p>② 卒業直後より都道府県内における9年間以上の従事要件が課されていること</p> <p>③ 大学入学時に都道府県と本人と保護者又は法定代理人が従事要件に書面同意していること</p> <p>④ 都道府県のキャリア形成プログラムが適用されていること</p> <p>(オ) 都道府県の面積については、直近の全国市町村要覧（総務省）における数値</p> <p>(カ) 医師数については、直近の医師・歯科医師・薬剤師統計による数値</p> <p>(キ) 離島人口は、離島振興法（昭和27年法律第72号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき指定されている離島の直近の人口の値</p> <p>(ク) 医師偏在指標は、厚生労働省の医師需給分科会において</p>	<p>イ 上記算出に当たり用いる数値については、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 研修医の数については、研修医の募集を行う年度1学年分の研修医の数</p> <p>(イ) 人口（医師少数区域の人口を含む。）については、直近の推計人口（総務省）の値</p> <p>(ウ) 大学医学部の入学定員については、研修医の募集を行う年度の数値</p> <p>(エ) 地域枠入学者数については、当該年度に臨床研修を行う予定の者のうち、都道府県が奨学金を貸与している者及び下記の要件の全てを満たす者の人数とする。</p> <p>① 別枠方式により選抜されていること</p> <p>② 卒業直後より都道府県内における9年間以上の従事要件が課されていること</p> <p>③ 大学入学時に都道府県と本人と保護者又は法定代理人が従事要件に書面同意していること</p> <p>④ 都道府県のキャリア形成プログラムが適用されていること</p> <p>(オ) 都道府県の面積については、直近の全国市町村要覧（総務省）における数値</p> <p>(カ) 医師数については、直近の医師・歯科医師・薬剤師統計による数値</p> <p>(キ) 離島人口は、離島振興法（昭和27年法律第72号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき指定されている離島の直近の人口の値</p> <p>(ク) 医師偏在指標は、厚生労働省の医師需給分科会において</p>

新	旧
<p>承認を得た値 <u>(削る)</u></p> <p><u>ウ</u> 募集定員倍率等 「募集定員倍率」については、<u>令和7年度研修までに1.05まで減ずることを基本とするが、令和8年度研修以降については、</u>毎年の研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案した上で決定するものであること。 なお、前述(1)に定めるC1、C2、D1及びD2については、募集定員倍率を踏まえつつ決定していくものであること。</p> <p><u>エ</u> 外国人留学生に係る取扱い 外国人留学生（大学との覚書等により、受入先の基幹型臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に出身国に帰国するものとされている者に限る。）については、都道府県の募集定員の上限とは別に受け入れることができるものであること。</p> <p>(2) (略) 24～27 (略)</p> <p>第3 当面の取扱い (略)</p> <p>第4 留意事項 (略)</p>	<p>承認を得た値</p> <p><u>ウ</u> 一病院当たりの募集定員数を1から2に増加するための加算分 都道府県で「当該都道府県の募集定員の基礎数配分可能数」を配分した結果、やむを得ず一病院当たりの定員配分数が1となる場合、当該病院の募集定員数を2に増加するための加算分（ただし、地域医療対策協議会において了承を得たものに限る。）とする。</p> <p><u>エ</u> 募集定員倍率等 「募集定員倍率」については、<u>令和2年度研修の1.1から令和7年度研修の1.05まで徐々に減ずることを基本とするが、</u>毎年の研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案した上で決定するものであること。 なお、前述(1)に定めるC1、C2、D1及びD2については、募集定員倍率を<u>徐々に1.05とする中で、両者の関係を踏まえつつ決定していくものであること。</u></p> <p><u>オ</u> 外国人留学生に係る取扱い 外国人留学生（大学との覚書等により、受入先の基幹型臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に出身国に帰国するものとされている者に限る。）については、都道府県の募集定員の上限とは別に受け入れることができるものであること。</p> <p>(2) (略) 24～27 (略)</p> <p>第3 当面の取扱い (略)</p> <p>第4 留意事項 (略)</p>

新	旧
第5 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等 (略)	第5 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等 (略)
第6 検討規定 (略)	第6 検討規定 (略)
第7 改正履歴	第7 改正履歴
1. 制定	1. 制定
平成15年6月12日付け医政発第0612004号	平成15年6月12日付け医政発第0612004号
2. 改正	2. 改正
平成17年 2月 8日	平成17年 2月 8日
平成17年10月21日	平成17年10月21日
平成18年 3月22日	平成18年 3月22日
平成19年 3月30日	平成19年 3月30日
平成20年 3月26日	平成20年 3月26日
平成21年 5月11日	平成21年 5月11日
平成22年 4月14日	平成22年 4月14日
平成23年 3月24日	平成23年 3月24日
平成24年 3月29日	平成24年 3月29日
平成26年 3月31日	平成26年 3月31日
平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
平成28年 3月30日	平成28年 3月30日
平成28年 7月 1日	平成28年 7月 1日
平成30年 7月 3日	平成30年 7月 3日
平成31年 3月29日	平成31年 3月29日
令和 2年 3月30日	令和 2年 3月30日
令和 3年 3月31日	令和 3年 3月31日
令和 4年 3月31日	令和 4年 3月31日
令和 5年 3月31日	令和 5年 3月31日
<u>令和 6年 1月19日</u>	

新	旧
(別添) 臨床研修の到達目標、方略及び評価 (略)	(別添) 臨床研修の到達目標、方略及び評価 (略)